

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,784,059,697
計	1,784,059,697

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	938,733,028	938,733,028	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株である。
計	938,733,028	938,733,028	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株) (注)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	△7,604,800	938,733,028	—	489,320	—	67,031

(注) 会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却による減少である。

(6)【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	13	102	32	1,222	607	56	225,260	227,292	—
所有株式数 (単元)	1,213,532	2,479,579	45,616	382,732	2,458,494	296	2,772,207	9,352,456	3,487,428
所有株式数の 割合(%)	12.98	26.51	0.49	4.09	26.29	0.00	29.64	100.00	—

(注) 1 自己株式45,031,776株は「個人その他」欄に450,317単元、「単元未満株式の状況」欄に76株含めて記載している。

なお、自己株式45,031,776株は、実質的に当社が所有していない名義書換失念株式(441株)を含む株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な自己株式の数は45,031,335株である。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ142単元及び50株含まれている。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	83,748	8.92
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	34,328	3.66
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	27,351	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	25,351	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	24,118	2.57
関西電力持株会	大阪市北区中之島3丁目6番16号	19,879	2.12
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	17,378	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	14,993	1.60
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	14,647	1.56
高知信用金庫	高知市はりまや町2丁目4番4号	13,796	1.47
計	—	275,588	29.36

(注) 当社の自己株式45,031,435株は、上記の表から除いている。なお、当該株式数は株主名簿記載上の数であり期末日現在の実質的な自己株式の数は45,031,335株である。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 45,031,300	—	単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 843,100	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 889,371,200	8,893,712	同上
単元未満株式	普通株式 3,487,428	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	938,733,028	—	—
総株主の議決権	—	8,893,712	—

- (注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,200株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数142個が含まれている。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の50株、自己株式76株及び相互保有株式52株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 関西電力株式会社	大阪市北区中之島 3丁目6番16号	45,031,300	—	45,031,300	4.80
(相互保有株式) 株式会社きんでん	大阪市北区本庄東 2丁目3番41号	843,100	—	843,100	0.09
計	—	45,874,400	—	45,874,400	4.89

- (注) このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的には所有していない株式が400株ある。なお、当該株式は「① 発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	27,683	30,442,592
当期間における取得自己株式	5,156	7,612,991

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求)	785	1,679,226	—	—
保有自己株式数	45,031,335	—	45,036,491	—

(注) 1 当期間におけるその他（単元未満株式の買増請求）には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めていない。

2 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り・買増しによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、株主のみなさまに対して関西電力グループとして経営の成果を適切に配分するため、財務体質の健全性を確保した上で、安定的な配当を維持することを株主還元の基本方針としている。

当事業年度の配当については、平成28年度の業績が2期連続の黒字となり、毀損した財務体質が改善しつつあることや、平成29年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円の配当を実施することとした。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成29年6月28日 定時株主総会決議	22,342	25

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高（円）	1,383	1,527	1,312.50	1,768.00	1,426.00
最低（円）	482	844	855	945.00	841.60

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（第一部）におけるものである。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月
最高（円）	1,009.00	1,135.50	1,354.50	1,338.00	1,274.50	1,426.00
最低（円）	906.10	976.00	1,135.50	1,203.00	1,163.00	1,220.50

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（第一部）におけるものである。

5 【役員 の 状 況】

男性20名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.8%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	代表取締役	八木 誠	昭和24年10月13日生	昭和47年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社支配人電力システム事業本部副事業本部長 〃 17年6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本部長 〃 18年6月 同社常務取締役 〃 21年6月 同社取締役副社長 〃 22年6月 同社取締役社長 〃 28年6月 同社取締役会長(現在)	(注)4	32,900
取締役社長	代表取締役	岩根 茂樹	昭和28年5月27日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 〃 19年6月 同社執行役員企画室長 〃 22年6月 同社常務取締役 〃 24年4月 同社取締役副社長 〃 25年6月 同社取締役副社長執行役員 〃 28年6月 同社取締役社長(現在)	(注)4	26,100
取締役副社長執行役員	代表取締役 原子力事業本部長	豊松 秀己	昭和28年12月28日生	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 〃 18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 〃 21年6月 同社常務取締役 〃 23年6月 同社取締役副社長 〃 25年6月 同社取締役副社長執行役員(現在)	(注)4	26,800
取締役副社長執行役員	代表取締役 お客さま本部長 地域エネルギー本部長 再生可能エネルギー事業戦略室担当 業務全般	香川 次朗	昭和28年1月3日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 〃 18年6月 同社執行役員人材活性化室長 〃 19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括 〃 21年6月 同社常務取締役 〃 23年6月 同社取締役副社長 〃 25年6月 同社取締役副社長執行役員(現在)	(注)4	25,600
取締役副社長執行役員	代表取締役 電力流通事業本部長 行為規制担当 業務全般	土井 義宏	昭和29年10月25日生	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成17年6月 同社支配人と歌山支店長 〃 18年6月 同社執行役員と歌山支店長 〃 19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業本部長、ネットワーク技術部門統括 〃 21年6月 同社常務取締役 〃 25年6月 同社取締役常務執行役員 〃 28年6月 同社取締役副社長執行役員(現在)	(注)4	19,380
取締役副社長執行役員	代表取締役 経営企画室 総合エネルギー企画室 中間貯蔵推進担当	森本 孝	昭和30年9月5日生	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社企画部長 〃 19年6月 同社執行役員大阪南支店長 〃 21年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括 〃 23年11月 同社執行役員企画室長 〃 24年4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、経営企画部門統括 〃 26年6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長、総合企画本部副本部長、経営企画部門統括 〃 27年6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理(経営企画部門)、総合企画本部 本部事務局長 〃 28年6月 同社取締役副社長執行役員(現在)	(注)4	10,703

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 副社長執行役員	代表取締役 人財・安全推進 室担当 立地室担当	井上 富夫	昭和30年9月29日生	昭和55年4月 平成19年6月 " 22年6月 " 24年4月 " 25年6月 " 25年6月 " 25年6月 " 28年6月 " 29年6月	関西電力株式会社入社 同社人材活性化室長 同社執行役員企画室CSR、経営・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長 同社執行役員総合企画本部副本部長、CSR・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括 同社常務執行役員総合企画本部長代理(CSR・経営管理部門、原子力・安全品質推進部門)、人材活性化室担当 株式会社かんでんエルハート取締役社長(現在) 社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長(現在) 関西電力株式会社取締役常務執行役員 同社取締役副社長執行役員(現在)	(注)4	13,700
取締役 常務執行役員	調達本部長 原子燃料サイクル 室担当(サイ クル事業) 経理室担当	杉本 康	昭和30年4月23日生	昭和53年4月 平成18年6月 " 19年6月 " 22年6月 " 26年6月	関西電力株式会社入社 同社企画室IR推進プロジェクトチームチーフマネジャー、経理部長 同社執行役員東京支社長 同社執行役員経理室長 同社取締役常務執行役員(現在)	(注)4	21,500
取締役 常務執行役員	国際事業本部長	湯川 英彦	昭和30年3月25日生	昭和55年4月 平成19年6月 " 22年6月 " 23年6月 " 23年8月 " 25年6月 " 27年6月	関西電力株式会社入社 同社企画室国際担当室長 同社執行役員企画室国際担当室長 同社執行役員国際室長 KPIC Netherlands B.V. 取締役(現在) 関西電力株式会社常務執行役員国際室担当 同社取締役常務執行役員(現在)	(注)4	17,000
取締役 常務執行役員	水力事業本部長 研究開発室担当 土木建築室担当	大石 富彦	昭和30年1月17日生	昭和55年4月 平成18年6月 " 19年6月 " 21年6月 " 27年6月 " 28年6月	関西電力株式会社入社 同社土木部長 同社執行役員北陸支社長 同社執行役員土木建築室長 同社常務執行役員水力事業本部長、研究開発室担当、土木建築室担当 同社取締役常務執行役員(現在)	(注)4	17,300
取締役 常務執行役員	火力事業本部長	島本 恭次	昭和33年9月8日生	昭和58年4月 平成25年6月 " 26年6月 " 28年6月 " 29年6月	関西電力株式会社入社 同社原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括 同社常務執行役員火力事業本部長 同社取締役常務執行役員(現在)	(注)4	3,801

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役		井上 礼之	昭和10年3月17日生	平成6年6月 " 7年5月 " 8年6月 " 14年6月 " 15年6月 " 26年6月	ダイキン工業株式会社取締役社長 同社取締役会長兼社長 同社取締役社長 同社取締役会長兼CEO 関西電力株式会社社外取締役(現在) ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員(現在)	(注)4	1,000
取締役		沖原 隆宗	昭和26年7月11日生	平成20年4月 " 22年6月 " 26年5月 " 26年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会長(平成26年6月退任) 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問(現在) 関西電力株式会社社外取締役(現在)	(注)4	—
取締役		小林 哲也	昭和18年11月27日生	平成19年6月 " 27年4月 " 27年4月 " 27年6月	近畿日本鉄道株式会社取締役社長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長(現在) 近畿日本鉄道株式会社取締役会長(現在) 関西電力株式会社社外取締役(現在)	(注)4	—
常任監査役	常勤	八嶋 康博	昭和28年9月21日生	昭和52年4月 平成18年6月 " 20年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 25年6月 " 28年6月 " 29年6月	関西電力株式会社入社 同社燃料室長 同社執行役員燃料室長 同社執行役員地域共生・広報室長 同社常務取締役 同社取締役常務執行役員 同社取締役副社長執行役員 同社常任監査役(現在)	(注)5	21,200
常任監査役	常勤	田村 康生	昭和25年12月1日生	昭和50年4月 平成17年6月 " 18年6月 " 22年6月	関西電力株式会社入社 同社支配人経理室長 同社執行役員経理室長 同社常任監査役(現在)	(注)5	18,100
常任監査役	常勤	樋口 幸茂	昭和30年8月4日生	昭和56年4月 平成19年6月 " 22年6月 " 25年6月 " 27年6月 " 28年6月	関西電力株式会社入社 同社火力センター所長 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長 同社執行役員火力事業本部副事業本部長、火力建設部門統括 同社執行役員火力事業本部副事業本部長、火力開発部門統括 同社常任監査役(現在)	(注)5	8,136

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役		土肥孝治	昭和8年7月12日生	平成8年1月 " 10年7月 " 15年6月	検事総長 (平成10年6月 退官) 弁護士登録(現在) 関西電力株式会社社外監査役(現在)	(注)5	—
監査役		榎村久子	昭和22年8月27日生	平成5年4月 " 8年4月 " 10年4月 " 12年4月 " 16年4月 " 23年6月 " 25年4月 " 29年4月	奈良文化女子短期大学教授 奈良県立商科大学教授 奈良県立商科大学教授、同大学附属図書館長 京都女子大学教授 京都女子大学教授、同大学院教授 関西電力株式会社社外監査役(現在) 京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員(現在) 関西大学客員教授(現在)	(注)5	—
監査役		十市勉	昭和20年12月26日生	平成13年6月 " 18年6月 " 23年6月 " 24年4月 " 25年6月 " 27年6月 " 29年6月	財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事・首席研究員 同研究所専務理事・首席研究員 同研究所顧問 一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問 同研究所研究顧問 関西電力株式会社社外監査役(現在) 一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与(現在)	(注)5	—
監査役		大坪文雄	昭和20年9月5日生	平成18年6月 " 20年10月 " 24年6月 " 25年7月 " 29年6月	松下電器産業株式会社取締役社長 パナソニック株式会社取締役社長(社名変更) 同社取締役会長 同社特別顧問(現在) 関西電力株式会社社外監査役(現在)	(注)5	3,000
計		21名					266,220

- (注) 1 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役である。
- 2 監査役土肥孝治、監査役榎村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄の各氏は、社外監査役である。
- 3 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ている。
- 4 取締役の任期は、平成29年6月28日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 5 監査役の任期は、平成27年6月25日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

役員候補者の指名や取締役報酬については、より客観性・透明性を確保できるよう、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、適切な関与・助言を得ている。

また、経営の執行機能と監督機能を分離し、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制を導入している。

重要な業務執行については、迅速かつ適切な意思決定を実現するため、役附取締役および役附執行役員により構成する常務会を原則週1回開催し、効率的かつ効果的な会社運営を実施している。

監査役については、現在、7名の体制としており、常任監査役3名および、より独立した立場での監査を実施する観点から、過半数の4名を社外監査役(うち女性1名)としている。また、常任監査役には当社経理部門の主要職位歴任者を含めており、財務および会計に関する知見を有する監査役を確保している。さらに、監査役および監査役会の職務を補助する専任組織として監査役室(12名)を設置するなど、監査機能の充実に努めている。監査役室については、その独立性を担保するために監査役直轄とし、当社グループの業務執行に係るいかなる職務の兼務も行っていない。

監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。また、常任監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告している。また、監査役は代表取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施している。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役会の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役をそれぞれ複数名置いている。なお、当社は社外取締役および社外監査役の独立性を判断する基準として、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすこととしたうえで、社外取締役および社外監査役本人ならびに社外取締役および社外監査役が業務執行者である法人または業務執行者であった法人と当社との間の取引の内容等も確認しており、当社との間に特別の利害関係はない。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結している。

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任している。当社の独立した第三者としての会計監査業務を執行した公認会計士は、新免和久氏、関口浩一氏、樋野智也氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内である。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士補等12名である。

上記に加え、当社は、経営全般にわたる重要な業務に関する方針、実施計画等について、執行の適正化と円滑化を図るため、「計画調整」、「審査」、「審議」の3つの機能を中心とした各種委員会組織を設置し、常務会の意思決定や各部門の業務執行を支援している。各種委員会組織は各目的に関連する業務を担当する役附執行役員を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じて適宜開催している。また、主として執行役員を各種委員会組織の事務を担当する幹事としてそれぞれ設置している。

なお、中立性・公平性確保が必要な送配電部門の業務執行については、小売・発電部門を除く役員で構成する「電力流通経営会議」を設けている。

CSRについては、当社グループとしての基本的な考え方や、全ての役員および従業員が遵守すべき行動の規範を「関西電力グループCSR行動憲章」に定めるとともに、社長を議長とする「CSR推進会議」を設置し、CSRに関する総合的な方策の策定や、実践状況の確認を行うなど、CSRの推進に努めている。また、「CSR推進会議」の下部組織として法令遵守(コンプライアンス)の徹底の観点から社外弁護士が委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、グループ全体の事業に関するコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、「コンプライアンス相談窓口」を社内外に設置するなど、コンプライアンスの推進にも努めている。

事業活動に伴うリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導を行うことでリスク管理の強化を図っている。さらに、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理委員会」の委員長を「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めている。

原子力安全については、「原子力発電の安全性向上への決意」を社達として平成26年8月に制定し、これに基づき、原子力安全の向上について、全社を挙げた取組みを推進している。この取組みを確実に実施するため、美浜発電所3号機事故を契機に設置した、全ての部門の役員等で構成する「原子力安全推進委員会」において、広い視野から確認、議論を行っている。また、社外の有識者を主体とした「原子力安全検証委員会」においても、独立的な立場から助言等をいただき、安全性向上の取組みに反映している。なお、これらの状況については、ホームページ等を通じて広くお知らせし、透明性の確保に努めている。

内部監査については、安全・品質に関する経営的諸問題を幅広く共有・審議するとともに、社外の識見や情報を取り入れ、公正かつ専門的な立場から、グループ全体の内部監査の適正を確保するため、「経営監査委員会」を設置している。また、内部監査の専任組織として、経営監査室(82名)を設置しており、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するとともに、内部監査計画について常務会に付議し、結果については常務会および取締役会に報告を行っている。また、各職場は、監査結果を踏まえ、必要な改善活動を行うなど、適正な業務運営の確保に努めている。

なお、内部監査部門(経営監査室)、監査役および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を保っている。

子会社に対しては、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、企業集団の業務の適正を確保している。また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与することや、経営状況を定期的に把握することに加え、特に当社グループの成長の柱となる事業を担う中核会社については、重要な業務執行方針および計画を常務会で審議することにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めている。

また、当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議（平成18年4月26日決議 平成28年3月28日最終改定）

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締めの職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(1) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(2) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(3) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

- (4) 取締役は、子会社に対して「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。
- また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。
7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
取締役は、監査役求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。
8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役意向を尊重する。
9. 監査役への報告に関する体制
取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。
10. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。
11. 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
取締役は、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。
12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。
13. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項
取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

③取締役の定員

当社の取締役は、20名以内とする旨定款に定めている。

④取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

⑤取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。

ロ. 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものである。

ハ. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を行うことができる旨定款に定めている。これは、株主への配当の機会を確保することを目的とするものである。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

⑦役員報酬の内容等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く。)	329	16
監査役 (社外監査役を除く。)	74	4
社外役員	52	7

(注) 1 上記には第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名ならびに平成28年12月18日をもって退任した監査役1名に対する報酬額を含めている。

2 報酬等の総額は、基本報酬および業績連動報酬で構成される月例報酬からなる。

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役の報酬については、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の適切な関与・助言を得たうえで取締役会にて決定している。

取締役の報酬は、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬と、社外取締役を除く取締役を対象とした業績連動報酬で構成し、株主総会の決議に基づき月額75百万円以内で、支給額を決定している。

監査役報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、株主総会の決議に基づき月額18百万円以内で、監査役の協議により支給額を決定している。

⑧株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 172銘柄

貸借対照表計上額の合計額 112,536百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱三井住友フィナンシャルグループ	2,802,607	9,562	安定的な資金調達に資するため。
ダイキン工業㈱	1,000,000	8,412	地域社会の発展・繁栄に資するため。
KDDI㈱	2,664,000	8,007	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大阪瓦斯㈱	15,476,614	6,692	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,514,800	6,526	安定的な資金調達に資するため。
日新電機㈱	4,565,000	5,605	安定的な資材調達に資するため。
㈱みずほフィナンシャルグループ	28,184,074	4,737	安定的な資金調達に資するため。
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	11,849,849	3,905	安定的な資金調達に資するため。
㈱ダイヘン	7,304,528	3,739	安定的な資材調達に資するため。
ダイビル㈱	2,953,628	2,805	地域社会の発展・繁栄に資するため。
住友不動産㈱	851,000	2,803	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱NTTドコモ	1,029,300	2,627	地域社会の発展・繁栄に資するため。
阪急阪神ホールディングス㈱	3,432,054	2,464	地域社会の発展・繁栄に資するため。
コスモエネルギーホールディングス㈱	1,860,000	2,218	安定的な燃料調達に資するため。
大和ハウス工業㈱	692,000	2,190	地域社会の発展・繁栄に資するため。
東洋テック㈱	1,535,900	2,081	地域社会の発展・繁栄に資するため。
イオン㈱	1,000,000	1,626	地域社会の発展・繁栄に資するため。
岩谷産業㈱	1,795,000	1,173	地域社会の発展・繁栄に資するため。
積水ハウス㈱	609,000	1,156	地域社会の発展・繁栄に資するため。
東海旅客鉄道㈱	50,000	995	地域社会の発展・繁栄に資するため。
西日本旅客鉄道㈱	120,000	833	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱りそなホールディングス	2,057,600	826	安定的な資金調達に資するため。
大崎電気工業㈱	1,000,000	806	安定的な資材調達に資するため。
サンヨーホームズ㈱	1,530,000	778	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱日本製鋼所	2,006,000	712	安定的な資材調達に資するため。
㈱神戸製鋼所	6,967,000	689	地域社会の発展・繁栄に資するため。
ANAホールディングス㈱	2,165,163	686	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱長谷工コーポレーション	631,250	661	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱T&Dホールディングス	625,600	656	安定的な資金調達に資するため。
㈱南都銀行	2,052,855	628	安定的な資金調達に資するため。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱三井住友フィナンシャルグループ	2,802,607	11,336	安定的な資金調達に資するため。
ダイキン工業㈱	1,000,000	11,185	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,514,800	8,756	安定的な資金調達に資するため。
KDDI㈱	2,664,000	7,784	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大阪瓦斯㈱	15,476,614	6,546	地域社会の発展・繁栄に資するため。
日新電機㈱	4,565,000	5,870	安定的な資材調達に資するため。
㈱みずほフィナンシャルグループ	28,184,074	5,749	安定的な資金調達に資するため。
㈱ダイヘン	7,304,528	5,288	安定的な資材調達に資するため。
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	1,184,984	4,574	安定的な資金調達に資するため。
コスモエネルギーホールディングス㈱	1,860,000	3,556	安定的な燃料調達に資するため。
ダイビル㈱	2,953,628	2,888	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱NTTドコモ	1,029,300	2,668	地域社会の発展・繁栄に資するため。
阪急阪神ホールディングス㈱	686,410	2,484	地域社会の発展・繁栄に資するため。
住友不動産㈱	851,000	2,455	地域社会の発展・繁栄に資するため。
大和ハウス工業㈱	692,000	2,211	地域社会の発展・繁栄に資するため。
東洋テック㈱	1,535,900	1,691	地域社会の発展・繁栄に資するため。
イオン㈱	1,000,000	1,625	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱りそなホールディングス	2,057,600	1,230	安定的な資金調達に資するため。
岩谷産業㈱	1,795,000	1,163	地域社会の発展・繁栄に資するため。
積水ハウス㈱	609,000	1,115	地域社会の発展・繁栄に資するため。
サンヨーホームズ㈱	1,530,000	1,011	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱T&Dホールディングス	625,600	1,010	安定的な資金調達に資するため。
大崎電気工業㈱	1,000,000	967	安定的な資材調達に資するため。
東海旅客鉄道㈱	50,000	907	地域社会の発展・繁栄に資するため。
西日本旅客鉄道㈱	120,000	868	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱南都銀行	205,285	836	安定的な資金調達に資するため。
㈱長谷工コーポレーション	631,250	760	地域社会の発展・繁栄に資するため。
ANAホールディングス㈱	2,165,163	735	地域社会の発展・繁栄に資するため。
㈱日本製鋼所	401,200	719	安定的な資材調達に資するため。
㈱神戸製鋼所	696,700	707	地域社会の発展・繁栄に資するため。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	117	45	126	37
連結子会社	120	19	115	2
計	238	65	242	40

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬を支払っている。

(当連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬を支払っている。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、電力システム改革に向けた課題検討支援業務、関西電力病院の運営に関するアドバイザー業務及びグループ会計方針統一に関するコンサルタント業務である。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、電力システム改革に向けた課題検討支援業務等である。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はない